

# 介護保険を利用するには

## 申請からサービス開始まで

岡高年齢者福祉課 ☎(50)12008

介護保険にはさまざまなサービスがあります。それらの利用は、まず市の要介護認定を受けることから始まります。

### 要介護認定の手続き

#### ■申請

要介護認定申請は、本人のほか家族もできます。

#### ◆申請に必要なもの

①第1号被保険者(65歳以上)は介護保険被保険者証

②第2号被保険者(40歳から64歳まで)は加入する医療保険の被保険者証

※第2号被保険者の人は、国が定めた16種類の特定疾病(左表参照)が原因で介護が

必要な状態となった場合に限りです

#### ■訪問調査

市の職員や市が委託した調査員が訪問し、本人の心身の状態などを聞き取り調査します。また、市から主治医に意見書の作成を依頼します。

#### ■審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、医療・保健・福祉の専門家による介護認定審査会でどれくらい介護が必要かを審査し、「要介護1」～「5」のいずれかに判定されます。結果は後日通知します。

### サービス利用の手順

#### ■計画の作成

要介護度と利用者の希望や状態に応じてサービス計画(ケアプラン)を作成します。作成費用は全額介護保険から支払われます。

#### ◆要介護1～5の人

「居宅サービスを利用する場合」  
居宅介護支援事業者を選び、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)と一緒に計画を作ります。

#### ◆要介護1～5の人

「施設サービスを利用する場合」  
特別養護老人ホームや介護老人保健施設などへ直接申し込みください。その施設で計

画が作られます。

#### ◆要支援1・2の人

地域包括支援センターへご相談ください。  
佐原地域包括支援センター  
(市役所2階) ☎(50)1231

小見川地域包括支援センター  
(小見川支所) ☎(82)0718

#### ■利用と支払い

計画に沿ってサービスを利用し、費用の1割(原則、利用者本人の合計所得金額が160万円以上の場合2割)をサービス事業者に支払います。あとの9割(または8割)は保険から支払われます(食費・居住費など保険給付対象外の費用は自己負担です)。

#### ■更新の手続き

※世帯内の65歳以上の人の所得状況により1割となる場合もあります。詳しくは、7月に認定者全員に送付する「介護保険負担割合証」で確認してください

#### ■更新の手続き

引き続きサービスを利用する場合、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。

#### ■更新の手続き

また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請が可能です。

## 7月1日から 都市計画区域が 市全域に拡大

岡都市整備課 ☎(50)1214

市では、香取市都市計画マスタープランに基づき、市全域を都市計画区域とすることを目指して関係機関と協議・調整を行ってきました。このたび、山田・栗源地域を含めた市全域で都市計画区域の指定が行われる予定となりました。

指定により、一つの都市として一定のルールに基づいた土地利用を図りながら、計画的なまちづくりを進めることができます。また、地域で守

られてきたまちづくりのルールを法的なルールとし、良好な環境を維持できます。

なお、都市計画区域になると都市計画法や建築基準法の集団規定(接道義務、建ぺい率、容積率、高さの制限など)などが適用となります。開発・建築行為を検討している人は相談ください。

また、建築行為などのルールが変わる山田・栗源地域には、5月末から回覧文書でお知らせします。

### 職員が講師で伺います

## まちづくり出前講座

岡秘書広報課 ☎(50)1204

市民の皆さんの要望に応じて市職員が出向き、市の施策や事業などを説明します。

■対象 市内に在住、在勤のおおむね10人以上参加できる団体

■開催日時 平日の10時から21時までの1時間30分以内

※土・日曜日、祝日の実施を希望する場合は相談ください

■実施場所 市内

※申し込みをする団体で会場の用意、当日の準備などをお願いします

■出前講座メニュー

まちづくり、福祉・健康、くらし・産業、文化・スポーツ、防災・救急、防犯などの13分野で7種類の講座を用意しています。

パンフレットと申込書は、

秘書広報課、市役所・各支所1階の情報コーナー、佐原中央公民館、小見川社会福祉センター(さくら館)、山田公民館、市ホームページで入手できます。

■申込方法 申込書に必要事項を記入し、開催希望日の3週間前までに郵送、ファクス、メールまたは

☎kocho@city.katori.lg.jp (54)7140

は持参で秘書広報課に申し込みください。

■注意事項 出前講座は、行政に対する苦情や要望などを伺う場ではありません。また、政治・宗教的活動や営利を目的とする場合は、申し込みできません。

7月1日から

都市計画区域が

市全域に拡大

岡都市整備課 ☎(50)1214

## 40歳から64歳までの人が 介護保険で対象となる病気 (特定疾病)

# 特定疾病

- がん(がん末期)…医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 市長と語ろう グループ座談会

市政に皆さんの声を反映させるため、5人以上の集まり・グループ(政治的・宗教的集まりは除く)を市長が訪問し、懇談する「グループ座談会」を実施しています。

- 実施期間 11月まで
- 申込方法 申込書に必要事項を記入し、秘書広報課に申し込みください(10月まで)
- ※申込書は、秘書広報課、各支所、市ホームページで入手できます